

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社サンリオと称する。その英文は、**Sanrio Company, Ltd.** または、**Sanrio Co., Ltd.** とする。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、販売および輸出入に関する業務
  - (1). グリーティングカード、ソーシャルエクスプレッション製品
  - (2). 玩具、トランプ、かるた等のゲーム用品および娯楽用品
  - (3). 化粧品、日用品雑貨およびスポーツ用品
  - (4). 医療用具、医薬部外品
  - (5). 繊維製品
  - (6). 時計、カメラその他精密機械
  - (7). 音楽出版物、楽器類
  - (8). キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）
2. 新聞、雑誌等定期刊行物、書籍の出版、販売および輸出入に関する業務
3. 電気製品、通信機器、電子機器およびそのソフトウェアの製造、開発、販売ならびに輸出入に関する業務
4. 園芸植物の栽培、販売および輸出入に関する業務
5. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽および映像を録音録画した商品の企画、製造、販売および輸出入に関する業務
6. 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持、管理
7. デザインの企画および利用権、複製権の設定
8. 飲食店、喫茶店の経営、食品類の製造、販売および酒類の販売
9. 映画の製作、興行、配給および輸出入
10. ソーシャルエクスプレッションショップの内装設計、デザインに関する業務

11. 企業イメージを開発し、高める為の企業シンボルの創造、変更を含む総合システムの開発および製作
12. 企業の経営指導
13. 不動産の賃貸および管理
14. 遊園地、植物園、博物館、劇場等の施設の経営
15. 駐車場、宿泊施設の経営
16. 旅行代理業
17. 損害保険代理業
18. 総合リース業
19. ミュージカルショーやライブショー・演劇等の企画・製作・公演
20. フランチャイズチェーン店への経営および技術指導
21. 倉庫業
22. 教育サービスおよび教材の企画、制作・開発、販売、デザインに関する業務
23. デジタルコンテンツの企画、編集、制作、販売および配信
24. 広告業および各種の宣伝に関する業務
25. 前各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3億1千万株とする。

### (自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の普通株式の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求を受けた場合において、当会社が単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

### (株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 当会社は、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を 2 週間前に公告するものとする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。  
2. 前項の定時株主総会において議決権を行使する等権利を行使すべき株主は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。  
3. 株主総会は、東京都において招集することができる。

(招集者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、取締役会長がこれに代り、会長および社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。  
2. 法令の規定に基き株主の請求により招集する株主総会の議長は、出席株主中から選出するものとする。

(種類株主総会)

第 16 条 第 14 条第 3 項、第 15 条、第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、3名以上15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

- 第 23 条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。
2. 代表取締役は、各自会社を代表する。
3. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(業務の執行)

- 第 24 条 取締役会長、取締役社長は、取締役会の決議に基づき当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐しこれを分掌する。
2. 取締役会長、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

- 第 25 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。その通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

- 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け  
る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定  
める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

### (監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会で補欠監査役を選任することができる。

3. 前項の補欠監査役の選任に係わる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

### (監査役の任期)

第 30 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

### (常勤の監査役)

第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

### (監査役会の招集)

第 32 条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 社外取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役、監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

改正 1970年 9月30日  
1971年 9月22日  
1972年 7月 7日  
1972年 9月20日  
1973年 2月 8日  
1973年 9月25日  
1973年10月 9日  
1974年 9月27日  
1976年10月27日  
1977年10月27日  
1978年10月30日  
1980年10月30日  
1981年10月30日  
1982年10月28日  
1983年10月28日  
1986年10月30日  
1988年10月28日  
1989年10月26日  
1992年 6月25日  
1994年 6月28日  
1998年 6月25日  
2000年 6月27日 ただし効力発生は平成12年8月1日とする。  
2000年 7月31日  
2000年 8月31日  
2000年12月29日  
2001年 6月27日  
2001年10月 1日 本改正については、商法の一部を改正する等  
の法律（平成十三年法律第七十九号）附則  
第9条第2項および第4項に基づき変更  
2002年 6月25日  
2003年 6月25日  
2004年 6月24日  
2005年 2月 9日

2006年 6月22日  
2007年 6月21日  
2009年 6月25日  
2012年 6月21日  
2019年 6月27日  
2022年 6月23日  
2023年 6月22日  
2024年 6月27日